

はじめに

国管理の国道の維持管理は、各地域により気象条件や沿道状況等が異なることから、これまで、路面維持・清掃・除草・剪定等の各作業について、地域の状況を踏まえ、適切な道路維持管理に努めてまいりました。

平成21年11月の行政刷新会議での結果を踏まえ、今般、通行の安全性等に配慮しつつ、全国統一の考え方を設定し実施することになりました。

今後は、各国道事務所管内における維持管理は、全国統一の考えが設定されたことを踏まえ、これを基本に、地域特性を踏まえた維持管理項目毎の実施対象区間や作業頻度等を示した「道路維持管理計画」を策定し、この計画を基に道路の維持管理を実施してまいります。

なお、より適切な管理となるよう、運用結果や皆様からの道路に関するご意見・要望等を踏まえ、今後、内容の見直しを行う予定です。

管理方針

(1) 道路維持管理の現状と課題

1) 道路維持管理の現状

首都圏を抱える関東地方の1都8県（茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、山梨県、長野県）は、国土面積の約15%に、総人口の約35%と、わが国のGDPの約4割が集中する産業・経済・文化の集積地域となっております。

関東地方整備局の管理する国道（延長約2,394km）は、国民の生活や経済・観光活動を支える基盤として、また、災害時における防災支援のネットワークとして、重要な役割を果たしています。

橋梁、トンネルなど多くの道路構造物や盛土・切土法面などが存在しますが、道路構造物の老朽化も進み、損傷などの不具合が多く発生することが予想されます。

また、道路管理延長の増加に伴い管理する道路施設も増加しており、今後の道路維持管理の重要性が改めて認識されています。



【橋梁損傷】



【トンネル損傷】

道路施設の老朽化等に伴い、補修・更新に要する費用や日常の維持管理面に要する経費が増大することが予想されます。

国民の安全・安心な生活を確保するために、今ある道路施設を継続的に使用できるように維持管理することが重要です。

また、道路利用者等からの意見・要望・行政相談等も多数あり、国民の道路行政に対する多様なニーズなど、道路維持管理を取り巻く環境は大きく変化しています。

一方、道路維持管理については、行政刷新会議による「事業仕分け」や、全国知事会において管理水準・基準が議論されました。

このような状況において、今後も効率的な日常管理や補修等が求められており、時代の変化に対応した国民のニーズの把握を行い、今後さらなるコスト縮減を図り、効率的・効果的な道路維持管理を行っていく必要があります。

(2) 道路維持管理の基本方針

1) 道路維持管理の方向性

限られた道路維持管理予算、地域の実情や路線特性に応じて、安全・安心な道路環境の確保する事を基本とした維持管理を実施します。

2) 計画的な維持管理

道路施設のライフサイクルコストの縮減等を図るために、将来に渡り安全で安心な道路サービスを提供するため、定期的に道路施設の状態を点検し、劣化や損傷等を早期に処置をすることにより、道路施設の長寿命化を図る等、計画的な維持管理を実施します。

3) 執行管理のあり方

地域の実情や路線特性に応じた安全・安心な道路環境を確保するための道路維持管理に関する実施方針として策定した「維持管理計画」に基づき、実施します。

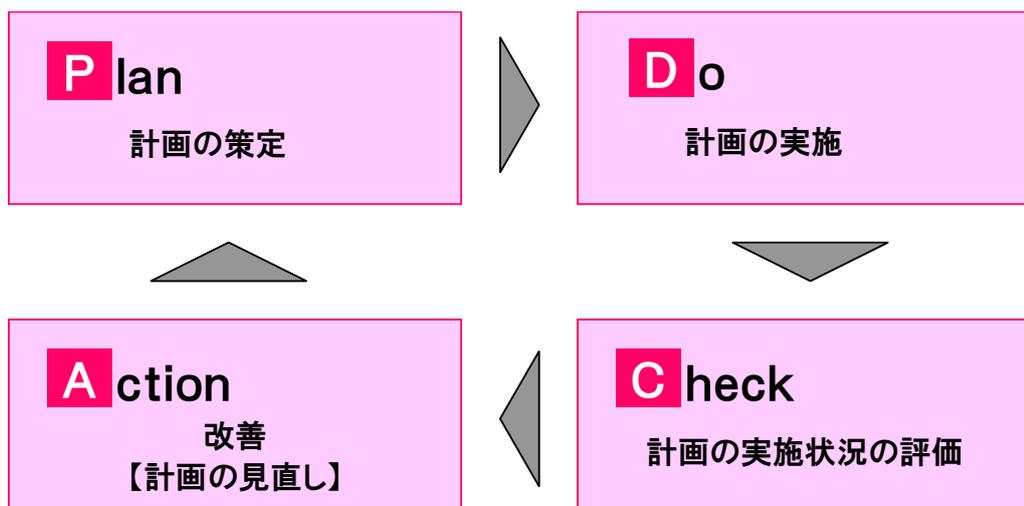
平成22年度に実施した内容について、把握・分析・評価を行い、計画の改善を行う事により、次年度の計画に反映させるマネジメントサイクルに取り組みます。

Plan (計画) …「道路維持管理計画」を策定します。

Do (実施) …「道路維持管理計画」に沿って適切な管理を実施します。

Check (評価) …維持管理の実施状況の把握・分析・評価を行います。

Action (改善) …執行管理(分析・評価)を基に、計画を改善します。



※PDCAサイクル:「計画策定(Plan)、施策・事業の実施(Do)、点検・評価(Check)、施策の見直し(Action)」

<参考> 直轄国道の維持管理について

直轄国道の維持管理については、全国統一の基準を設定・運用するとともに、通行の安全確保のため、道路ストックの予防保全対策、防災・震災対策を推進します。

（１）維持管理基準の設定・運用

行政刷新会議での結果を踏まえ、これまで地域ごとでバラツキのあった巡回、清掃、除草、除雪等の各作業について、通行の安全性に支障のないと考えられる範囲で、平成22年度より全国統一の基準を明確に設定して、運用することにより、維持管理費を縮減します。

【これまで】	⇒	【H22】
<巡回> ▶原則 1日に1回	⇒	▶原則 2月に1回
<清掃> 路面清掃 ▶年間 0～138回 (H20実績)	⇒	▶原則 年間 12回 (三大都市内) 年間 6回 (D I D内) 年間 1回 (上記以外)
歩道清掃 ▶年間 0～75回 (H20実績)	⇒	▶落葉対策を除き、原則実施しない
<除草> ▶年間 1～3回 (H20実績)	⇒	▶原則 年間 1回
<剪定> ▶年間 1回～3年間に1回 (H20実績)	⇒	▶高木・低木 原則 3年間に1回 ▶叢植 原則 年間に1回
<除雪> 除雪 ▶5～10cm降雪量で実施 凍結防止剤散布 ▶統一の基準なし	⇒	▶原則 5～10cm降雪量で実施 ▶標準的な散布量を統一

【巡回】



【清掃】



【除草】



【剪定】



【除雪】



【除雪（凍結防止剤散布）】



（２）道路ストックの予防保全対策、防災・震災対策の推進

高度経済成長期に集中して建設された道路ストックの長寿命化等予防保全対策を推進します。また、安全で信頼性の高い道路ネットワークを確保するため、道路の斜面对策や橋梁の耐震対策等の防災・震災対策を重点的に実施します。